

平成29年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 平成30年1月18日(木)
午後2時30分から午後4時まで
場 所 平塚市役所本館3階 303会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正

- ① 保険税率の見直し 諮問事項
- ② 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(2) 平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要

(3) 平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画(第3期)データヘルス計画案

(4) その他

3 閉 会

平塚市国民健康保険税条例の一部改正の概要
国民健康保険税率の見直し

1 諮問事項

(1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	6.39%	27,120 円	24,240 円
改定後	5.79%	24,010 円	19,450 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	1.33%	5,880 円	5,160 円
改定後	2.08%	9,080 円	7,360 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現 行	1.70%	9,360 円	6,120 円
改定後	2.11%	11,550 円	6,170 円

(2) 減額（低所得者の軽減措置）

国民健康保険税の減額に関する改正（第11条関係）

（医療分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	18,984円	16,968円	13,560円	12,120円	5,424円	4,848円
改定後	16,807円	13,615円	12,005円	9,725円	4,802円	3,890円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

（支援金分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	4,116円	3,612円	2,940円	2,580円	1,176円	1,032円
改定後	6,356円	5,152円	4,540円	3,680円	1,816円	1,472円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

（介護分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	6,552円	4,284円	4,680円	3,060円	1,872円	1,224円
改定後	8,085円	4,319円	5,775円	3,085円	2,310円	1,234円

※7割軽減は、世帯の所得の合計額が33万円以下の場合

※5割軽減は、世帯の所得の合計額が33万円を超え、33万円+(27.5万円×被保険者及び特定同一世帯所得者の数)以下の場合

※2割軽減は、上記軽減が受けられない世帯で、所得が33万円+(50万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下の場合

平成30年度 平塚市標準保険料率(市町村算定方式)(確定係数による算定)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分	後期支援分	介護分	
4,144,574	1,635,517	582,218		
標準保険料率(市町村算定方式)の賦課割合	応能割	応益割	均等割	平等割
	52	48	32.16	15.84
			67.00%	33.00%
標準保険料率(確定係数)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.93%	24,457円	19,919円	44,376円
後期課税額	2.21%	9,651円	7,860円	17,511円
介護納付金課税額	2.03%	11,120円	5,946円	17,066円
	10.17%	45,228円	33,725円	78,953円

必要な保険料総額の差異(確定係数-仮係数)

単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-40,731	31,249	-10,289

確定係数と仮係数で算定した税率の差異

所得割税率	均等割額	平等割額	
-0.06%	-240	-93	-333円
0.04%	184	189	373円
-0.04%	-197	-106	-303円
-0.06%	-253円	-10円	-263円

平成30年度 平塚市標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数による算定)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分	後期支援分	介護分	
4,185,305	1,604,268	592,507		
標準保険料率(市町村算定方式)の賦課割合	応能割	応益割	均等割	平等割
	52	48	32.16	15.84
			67.00%	33.00%
標準保険料率(仮係数) (市町村算定方式)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.99%	24,697円	20,012円	44,709円
後期課税額	2.17%	9,467円	7,671円	17,138円
介護納付金課税額	2.07%	11,317円	6,052円	17,369円
	10.23%	45,481円	33,735円	79,216円

<確定係数と仮係数の税率等の増減理由>
 基礎課税額：仮係数での算定時より、市が県に納める医療分の納付金が減少し必要な保険料総額が減少したため
 後期課税額：仮係数での算定時より、市が県に納める後期高齢者支援金の納付金が増加し必要な保険料総額が増加したため
 介護納付金課税額：仮係数での算定時より、市が県に納める介護分の納付金が減少し必要な保険料総額が減少したため

平成30年度 保険税率改正案

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,118,514	後期支援分 1,564,372	介護分 586,802
---------------------	------------------	--------------------	----------------

平成30年度目標収納率	医療分 90.45%	後期支援分 90.45%	介護分 86.41%
-------------	---------------	-----------------	---------------

平成30年度 設定した賦課割合	応能割 52	応益割 48	均等割 32.16 67.00%	平等割 15.84 33.00%
--------------------	-----------	-----------	------------------------	------------------------

29年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	6.39%	27,120円	24,240円
後期課税額	1.33%	5,880円	5,160円
介護納付金課税額	1.70%	9,360円	6,120円
	9.42%	42,360円	35,520円

平成30年度 保険税率改正案	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	5.79%	24,010円	19,450円
後期課税額	2.08%	9,080円	7,360円
介護納付金課税額	2.11%	11,550円	6,170円
	9.98%	44,640円	32,980円

差	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	-0.60%	-3,110円	-4,790円
後期課税額	0.75%	3,200円	2,200円
介護納付金課税額	0.41%	2,190円	50円
	0.56%	2,280円	-2,540円

差(介護なし)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	-0.60%	-3,110円	-4,790円
後期課税額	0.75%	3,200円	2,200円
	0.15%	90円	-2,590円

必要な保険料総額の差異(税率改正案-標準税率)

単位:千円	医療分 -26,060	後期支援分 -71,145	介護分 4,584
-------	----------------	------------------	--------------

30年度税率改正案と標準保険料率(確定係数)の差異
【30年度税率改正案-標準税率】

所得割税率	均等割額	平等割額
-0.14%	-447	-469
-0.13%	-571	-500
0.08%	430	224
-0.19%	-588円	-745円

<改正案と標準の税率差異の理由>

【基礎課税額】一般会計から繰入することにより必要な保険料総額を減額しているため。また収納率を過年度平均より高めに設定しているため

【後期課税額】保険者支援制度による歳入を多めに見積もること(標準より+4,000万)と確定係数で算定した必要な保険料総額と仮係数で算定した必要な保険料総額の差異分(+3,000万)を考慮しないことにより必要な保険料総額を減額しているため。

【介護納付金課税額】介護分の収納率を現実的な数値に設定しているため(標準は医療・後期・介護の平均値だが、予算は介護の収納率のみに着目。(介護対象者40~64歳の収納率は悪い)

平成30年度 平塚市標準保険料率(市町村算定方式)
(確定係数による算定)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,144,574	後期支援分 1,635,517	介護分 582,218
---------------------	------------------	--------------------	----------------

標準収納率(県運営方針) 各市の過去3年間の 平均収納率実績	医療分 89.05%	後期支援分 89.05%	介護分 89.05%
--------------------------------------	---------------	-----------------	---------------

標準保険料率(市町村算 定方式)の賦課割合	応能割 52	応益割 48	均等割 32.16 67.00%	平等割 15.84 33.00%
--------------------------	-----------	-----------	------------------------	------------------------

29年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	6.39%	27,120円	24,240円
後期課税額	1.33%	5,880円	5,160円
介護納付金課税額	1.70%	9,360円	6,120円
	9.42%	42,360円	35,520円

標準保険料率 (市町村算定方式)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	5.93%	24,457円	19,919円
後期課税額	2.21%	9,651円	7,860円
介護納付金課税額	2.03%	11,120円	5,946円
	10.17%	45,228円	33,725円

差	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	-0.46%	-2,663円	-4,321円
後期課税額	0.88%	3,771円	2,700円
介護納付金課税額	0.33%	1,760円	-174円
	0.75%	2,868円	-1,795円

差(介護なし)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	-0.46%	-2,663円	-4,321円
後期課税額	0.88%	3,771円	2,700円
	0.42%	1,108円	-1,621円

平成30年度税率案・標準税率（市町村方式）で算定した場合のモデル世帯保険税額

<モデル世帯>

① 夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、総所得250万円（妻年収0円）
② 夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、総所得200万円（妻年収0円、2割軽減世帯）
③ 夫婦2人(70歳)世帯、総所得80万円（妻年収0円、5割軽減世帯）
④ 単身世帯(70歳)、総所得30万円（固定資産税0円、7割軽減世帯）
⑤ 世帯主(30代)・子ども6人世帯 総所得0（7割軽減世帯）

<世帯年税額比較>

	現在	改正案	参考：標準
①	390,500	404,900	413,000
②	306,100	317,200	323,600
③	83,900	83,400	86,100
④	18,700	17,900	18,500
⑤	78,000	77,400	79,900

<現在・改正案 増減>

増減%	増減額
4%	14,400
4%	11,100
-1%	-500
-4%	-800
-1%	-600

<参考：現在・標準 増減>

増減%	増減額
6%	22,500
6%	17,500
3%	2,200
-1%	-200
2%	1,900

【現在の保険税率における世帯年税額】

世帯		医療分	介護分	後期支援分	合計
		所得割	138,663	36,890	
①	均等割	108,480	18,720	23,520	
	平等割	24,240	6,120	5,160	
	計	271,300	61,700	57,500	390,500
	計	271,300	61,700	57,500	390,500
②	所得割	106,713	28,390	22,211	
	均等割	86,784	14,976	18,816	
	平等割	19,392	4,896	4,128	
	計	212,800	48,200	45,100	306,100
③	所得割	30,033	0	6,251	
	均等割	27,120	0	5,880	
	平等割	12,120	0	2,580	
	計	69,200	0	14,700	83,900
④	所得割	0	0	0	
	均等割	8,136	0	1,764	
	平等割	7,272	0	1,548	
	計	15,400	0	3,300	18,700
⑤	所得割	0	0	0	
	均等割	56,952	0	12,348	
	平等割	7,272	0	1,548	
	計	64,200	0	13,800	78,000

【改正保険税率案における世帯年税額】

世帯		医療分	介護分	後期支援分	合計
		所得割	125,643	45,787	
①	均等割	96,040	23,100	36,320	
	平等割	19,450	6,170	7,360	
	計	241,100	75,000	88,800	404,900
	計	241,100	75,000	88,800	404,900
②	所得割	96,693	35,237	34,736	
	均等割	76,832	18,480	29,056	
	平等割	15,560	4,936	5,888	
	計	189,000	58,600	69,600	317,200
③	所得割	27,213	0	9,776	
	均等割	24,010	0	9,080	
	平等割	9,725	0	3,680	
	計	60,900	0	22,500	83,400
④	所得割	0	0	0	
	均等割	7,203	0	2,724	
	平等割	5,835	0	2,208	
	計	13,000	0	4,900	17,900
⑤	所得割	0	0	0	
	均等割	50,421	0	19,068	
	平等割	5,835	0	2,208	
	計	56,200	0	21,200	77,400

【参考：標準保険料率（市町村方式）における世帯年税額】

世帯		医療分	介護分	後期支援分	合計
		所得割	128,681	44,051	
①	均等割	97,828	22,240	38,604	
	平等割	19,919	5,946	7,860	
	計	246,400	72,200	94,400	413,000
	計	246,400	72,200	94,400	413,000
②	所得割	99,031	33,901	36,907	
	均等割	78,262	17,792	30,883	
	平等割	15,935	4,757	6,288	
	計	193,200	56,400	74,000	323,600
③	所得割	27,871	0	10,387	
	均等割	24,457	0	9,651	
	平等割	9,960	0	3,930	
	計	62,200	0	23,900	86,100
④	所得割	0	0	0	
	均等割	7,337	0	2,895	
	平等割	5,976	0	2,358	
	計	13,300	0	5,200	18,500
⑤	所得割	0	0	0	
	均等割	51,360	0	20,267	
	平等割	5,976	0	2,358	
	計	57,300	0	22,600	79,900

【現在の保険税率】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.39%	1.70%	1.33%
均等割	27,120	9,360	5,880
平等割	24,240	6,120	5,160

【改正保険税率案】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	5.79%	2.11%	2.08%
均等割	24,010	11,550	9,080
平等割	19,450	6,170	7,360

【参考：標準税率（市町村方式）】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	5.93%	2.03%	2.21%
均等割	24,457	11,120	9,651
平等割	19,919	5,946	7,860

平塚市国民健康保険税条例の一部改正の概要

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準を引き上げます。

(1) 5割軽減基準額

【現行】

33万円 + 27万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

(2) 2割軽減基準額

【現行】

33万円 + 49万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円 + 50万円 × 被保険者数

(3) 国民健康保険税条例参考例に基づく改正

基礎控除後の総所得金額を基礎課税限度額を超えた場合の対応を追加します。

2 改正の理由等

平成29年12月22日に平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、この中に、前記1に記載する内容の記述が盛り込まれました。

この軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

当該政令は、例年、3月末に公布され、4月1日から施行されます。当該政令の公布を待って直ちに条例を改正、公布し、4月1日に施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により対応することとします。

3 施行日

平成30年4月1日

参考 課税限度額の引き上げ

課税限度額は、医療分が54万円から4万円、2年ぶりに引き上げられ、58万円になります。後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円は同額のままで、総額は89万円から93万円になります。

市国民健康保険税条例では、課税限度額を法定限度額に合わせるように「額が（地方税）法第703条の4第○項に規定する額を超える場合においては、△課税額は、その額とする」と定めているため、条例の改正はしません。

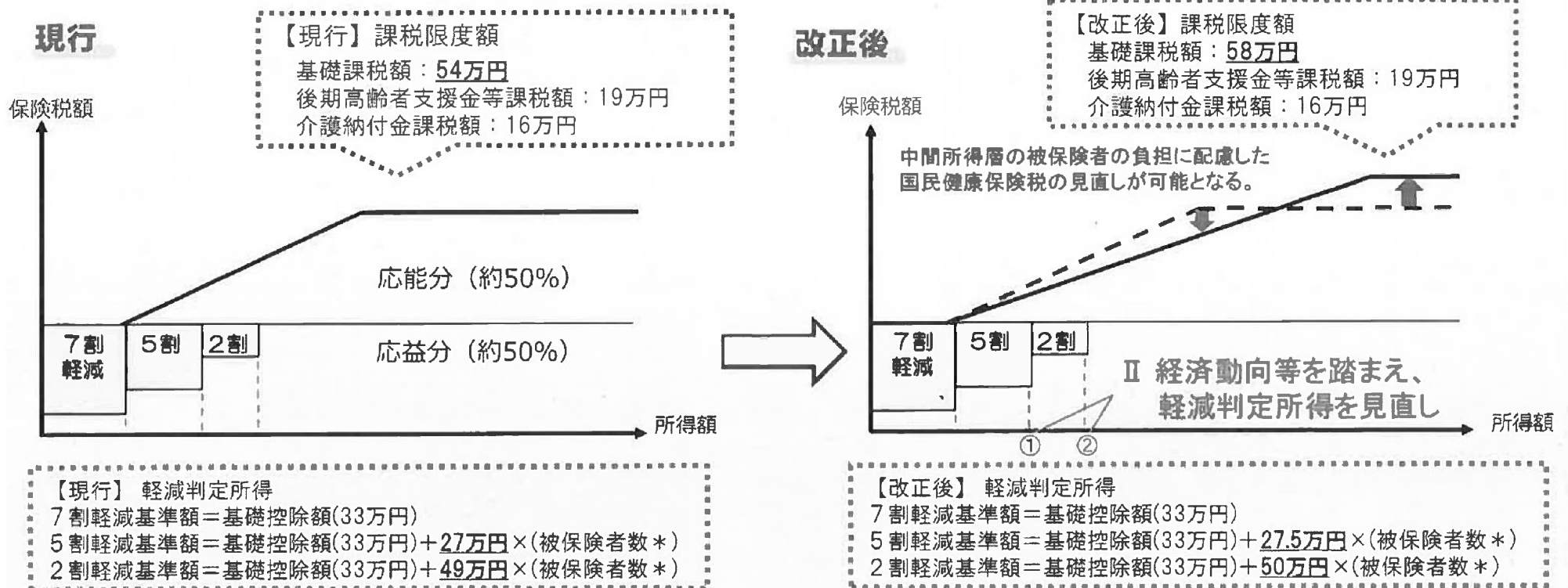
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計の

当初予算案と事業の概要

国保制度改革の影響

- ・国民健康保険制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となった初めての予算です。市町村が納付する国民健康保険事業費納付金と、県が交付する保険給付費等交付金で、財政の「入り」と「出」を管理するようになります。
- ・県の保険給付費等交付金より、歳出の7割を占める保険給付費が不足するリスクを市町村が負わなくなるため、保険給付費をより実態予測値に近い低めの見込み額とする一方、歳入の保険税は、より現実的な見込み額で編成しています。
- ・国民健康保険制度改革に伴い、費目が平成29年度から大きく変更しています。

総額

- ・平成30年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比18.0%減、60億9,400万円減の278億5,000万円となります。
- ・被保険者数の減少により、歳入・保険税、歳出・保険給付費などが減少しています。
- ・全体の約5分の1を占めた共同事業交付金等が廃止になり、予算規模が縮小する大きな要因となっています。

歳入

国民健康保険税

- ・国保制度改革に伴い導入された標準税率を参考に、保険税率を見直します。
- ・保険税率の見直しにもかかわらず、被保険者数の減少により、減額になります。特に、退職分の減が大きくなっています。歳入全体に占める割合は約20%です。

県支出金

- ・国、社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金等が合算され、歳入で最大の費目になります。歳入全体の約70%を占めます。

繰入金

- ・徴税费の増額により、職員給与費等繰入金が増額したものの、その他一般会計繰入金の減少が大きく、前年度比で30.6%減、10億6,509万7千円減の24億2,017万4千円です。歳入全体の約9%を占めます。
- ・その他一般会計繰入金(法定外繰入金)を計画的・段階的に削減するための、「決

算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画」を策定しました。計画では、初年度の平成30年度は4億9,182万9千円とし、3年間で財政補てん分の法定外繰入金金を全て削減していきます。一方で、国・県が認める「保険料及び一部負担金の減免額」「地方単独事業の医療給付費波及増等」については繰入金を当面、継続します。

歳出と主な事業

総務管理費 徴税費

- ・平成32年度運用開始予定の市町村事務処理標準システム導入のため、委託費を計上(平成30年度・31年度の継続事業。債務負担行為)。
- ・収納率向上のため、収納経験のある県OBを任期付契約で1人採用
- ・収納率向上のため、電話催告システムを導入
- ・保険証一斉更新年度ではないため、証更新関係費用が縮小。

保険給付費

- ・被保険者数の減少に伴い、減少しています。
- ・平成29年度予算は、平成27年度から平成28年度前半までの高額薬剤の影響を踏まえた予算で、予算規模が大きくなっています。
- ・平成28年度決算と比較すると、一般被保険者にかかる保険給付費は微増です。

国民健康保険事業費納付金

- ・国保制度改革による新費目。医療給付費などの見込み額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して、県が市町村ごとに決定します。市町村は保険税などにより、納付金を納めます。

保健事業費 特定健康診査・特定保健指導事業

- ・平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画(第3期)データヘルス計画の初年度に当たります。特定健診受診率向上のため、医療機関より診療情報の提供を受け、特定健診の受診とします。

諸支出金

- ・諸支出金のうち、国等への返還金等に必要見込み額を計上します。

30年度科目		30年度当初	構成比	29年度科目		29年度当初	構成比	比較		説明
国民健康保険税	5,531,135	19.8%	国民健康保険税	6,389,299	18.8%	-858,164	-13.4%		現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税	
一般被保険者国民健康保険税	5,500,195		一般被保険者国民健康保険税	6,243,463		-743,268	-11.9%			
現年課税分	5,193,568		現年課税分	5,925,779		-732,211	-12.4%			
医療給付費	3,443,212		医療給付費	4,479,061		-1,035,849	-23.1%		一般被保険者現年度分	
後期高齢者支援金分	1,280,361		後期高齢者支援金分	975,203		305,158	31.3%			
介護納付金分	469,995		介護納付金分	471,515		-1,520	-0.3%			
滞納繰越分	306,627		滞納繰越分	317,684		-11,057	-3.5%			
医療給付費	224,796		医療給付費	240,072		-15,276	-6.4%		一般被保険者滞納繰越分	
後期高齢者支援金分	49,787		後期高齢者支援金分	46,214		3,573	7.7%			
介護納付金分	32,044		介護納付金分	31,398		646	2.1%			
退職被保険者等国民健康保険税	30,940		退職被保険者等国民健康保険税	145,836		-114,896	-78.8%			
現年課税分	25,875		現年課税分	139,397		-113,522	-81.4%			
医療給付費	15,582		医療給付費	91,958		-76,376	-83.1%		退職被保険者等現年度分	
後期高齢者支援金分	5,784		後期高齢者支援金分	20,158		-14,374	-71.3%			
介護納付金分	4,509		介護納付金分	27,281		-22,772	-83.5%			
滞納繰越分	5,065		滞納繰越分	6,439		-1,374	-21.3%			
医療給付費	3,407		医療給付費	4,337		-930	-21.4%		退職被保険者等滞納繰越分	
後期高齢者支援金分	776		後期高齢者支援金分	984		-208	-21.1%			
介護納付金分	882		介護納付金分	1,118		-236	-21.1%			
一部負担金	20	0.0%	一部負担金	20	0.0%	0	0.0%		支払猶予で、市に納める一部負担金	
国庫支出金	10	0.0%	国庫支出金	5,909,981	17.4%	-5,909,971	-100.0%			
			国庫負担金	5,303,853		-5,303,853				
			療養給付費等負担金(現年度分)	5,040,912		-5,040,912			歳出の一般被保険者療養給付費等から保険基盤安定繰入金1/2分などを差引いた額等の32%相当額	
			療養給付費等負担金(過年度分)	10		-10				
			高額医療費共同事業負担金	226,233		-226,233			高額医療費共同事業に対する国負担金	
			特定健康診査等負担金(現年度分)	36,688		-36,688			特定健康診査・特定保健指導に対する国負担金。歳出の保健事業費に充てられる	
			特定健康診査等負担金(過年度分)	10		-10				
国庫補助金	10		国庫補助金	606,128		-606,118	-100.0%			
			財政調整交付金	606,118		-606,118			市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金	
災害臨時特例補助金	10		災害臨時特例補助金	10		0	0.0%		東日本大震災に伴う東青福島原発事故に関して、保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するために交付	
			療養給付費等交付金	360,943	1.1%	-360,943			退職被保険者等の保険給付に要する費用に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金	
			療養給付費等交付金(現年度分)	360,933		-360,933				
			療養給付費等交付金(過年度分)	10		-10				
県支出金	19,568,614	70.3%	県支出金	17,780,824	5.2%	17,787,790	998.9%			
			前期高齢者交付金	7,900,796	23.3%	-7,900,796			前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整する交付金	
			県負担金	262,921		-262,921				
			高額医療費共同事業負担金	226,233		-226,233			高額医療費共同事業に対する県負担金	
			特定健康診査等負担金	36,688		-36,688			特定健康診査・特定保健指導に対する県負担金。歳出の保健事業費に充てられる	
県補助金	19,568,614		県補助金	1,517,903		18,050,711	1189.2%			
保険給付費等交付金	19,568,614					19,568,614				
普通交付金	19,201,003					19,201,003			【新】療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金	
特別交付金(保険者努力支援分)	48,329					48,329			【新】後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金	
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	68,991					68,991			【新】国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金	
特別交付金(県融入金(2号分))	189,679					189,679			【新】都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金	
特別交付金(特定健康診査等負担金)	60,612					60,612			【新】特定健康診査・特定保健指導に対する交付金	
財政安定化基金交付金			県財政調整交付金	1,517,903		-1,517,903			療養給付費等負担金の補助対象額の9%相当額	
						0			【新】県財政安定化基金からの交付金	
			共同事業交付金	7,738,123	22.8%	-7,738,123			財政運営の負担を緩和する高額医療費共同事業等への交付金	
			高額医療費共同事業交付金	904,934		-904,934				
			保険財政共同安定化事業交付金	6,833,189		-6,833,189				
繰入金	2,420,174	8.7%	財産収入	2	0.0%	-2				
繰入金			繰入金	3,485,271	10.3%	-1,065,097	-30.6%		平塚市一般会計からの繰入金	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	870,787		保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	913,677		-42,890	-4.7%		保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。	
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	517,104		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	535,881		-18,777	-3.5%		保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。	
職員給与等繰入金	425,936		職員給与等繰入金	371,525		54,411	14.6%		歳出の総務費に充てられる	
出産育児一時金等繰入金	56,000		出産育児一時金等繰入金	77,000		-21,000	-27.3%		歳出の出産育児一時金に充てられる	
国保財政安定化支援事業繰入金	58,518		国保財政安定化支援事業繰入金	87,576		-29,058	-33.2%		歳出の一般被保険者療養給付費に充てられる	
その他一般会計繰入金	491,829		その他一般会計繰入金	1,499,612		-1,007,783	-67.2%		《法定外繰入金》保険税の負担緩和などに充てられる	
基金繰入金			基金繰入金			0				
繰越金	300,000	1.1%	繰越金	350,000	1.0%	-50,000	-14.3%		前年度からの繰越金	
諸収入	30,047	0.1%	諸収入	28,741	0.1%	1,306	4.5%		保険税の延滞金など	
延滞金、加算金及び過料	7,030		延滞金、加算金及び過料	5,030		2,000	39.8%			
一般被保険者延滞金	7,000		一般被保険者延滞金	5,000		2,000	40.0%			
退職被保険者等延滞金	10		退職被保険者等延滞金	10		0	0.0%			
一般被保険者加算金	10		一般被保険者加算金	10		0	0.0%			
退職被保険者等加算金	10		退職被保険者等加算金	10		0	0.0%			
雑入	23,017		雑入	23,711		-694	-2.9%			
一般被保険者第三者納付金	20,564		一般被保険者第三者納付金	21,847		-1,283	-5.9%			
退職被保険者等第三者納付金	40		退職被保険者等第三者納付金	40		0	0.0%			
一般被保険者返納金	1,867		一般被保険者返納金	1,251		616	49.2%			
現年分	1,500					1,500				
滞納繰越分	367					367				
退職被保険者等返納金	10		退職被保険者等返納金	10		0	0.0%			
現年分	5					5				
滞納繰越分	5					5				
療養給付費等負担金(過年度分)	10					10			平成30年度のみの特時的措置	
療養給付費等交付金(過年度分)	10					10				
特定健康診査等負担金(過年度分)	10					10				
指定公費負担医療立替交付金	506		指定公費負担医療立替交付金	558		-52	-9.3%			
			老人保健拠出金還付金	5		-5				
市債		0.0%				0				
財政安定化基金貸付金						0			【新】県財政安定化基金からの貸付金	
歳入合計	27,850,000	100.0%	歳入合計	33,944,000	100.0%	-6,094,000	-18.0%			

平成30年度当初予算案総括表 [対平成29年度当初予算]

単位 千円

30年度科目	30年度当初	構成比	29年度科目	29年度当初	構成比	比 較	比 率	説 明
総務費	425,936	1.6%	総務費	371,849	1.1%	54,087	14.5%	
総務管理費	282,030		総務管理費	281,336		694	0.2%	
一般管理費	279,844		一般管理費	279,325		519	0.2%	
職員給与費	198,486		職員給与費	183,786		14,700	8.0%	人件費
国民健康保険庶務事業	81,358		国民健康保険庶務事業	95,539		-14,181	-14.8%	システム保守などの事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,186		国民健康保険団体連合会負担金	2,011		175	8.7%	国民健康保険団体連合会への負担金
徴税費	143,155		徴税費	89,762		53,393	59.5%	保険税徴収の費用
運営協議会費	751		運営協議会費	751		0	0.0%	運営協議会の費用
保険給付費	19,307,045	69.3%	保険給付費	20,213,272	59.5%	-906,227	-4.5%	
療養諸費	16,743,294		療養諸費	17,710,920		-967,626	-5.5%	
一般被保険者療養給付費	16,346,806		一般被保険者療養給付費	17,113,514		-766,708	-4.5%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	131,393		退職被保険者等療養給付費	306,113		-174,720	-57.1%	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	206,952		一般被保険者療養費	236,041		-29,089	-12.3%	一般被保険者が診療、治療用具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	1,373		退職被保険者等療養費	2,860		-1,487	-52.0%	退職被保険者等が診療、治療用具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	56,770		審査支払手数料	4,392		4,378	8.4%	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,457,309		高額療養費	2,364,144		93,165	3.9%	
一般被保険者高額療養費	2,431,701		一般被保険者高額療養費	2,324,240		107,461	4.6%	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
退職被保険者等高額療養費	24,567		退職被保険者等高額療養費	39,084		-14,517	-37.1%	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	815		一般被保険者高額介護合算療養費	615		200	32.5%	
退職被保険者等高額介護合算療養費	226		退職被保険者等高額介護合算療養費	205		21	10.2%	
移送費	400		移送費	450		-50	-11.1%	
一般被保険者移送費	250		一般被保険者移送費	250		0	0.0%	
退職被保険者等移送費	150		退職被保険者等移送費	200		-50	-25.0%	
出産育児諸費	84,042		出産育児諸費	115,558		-31,516	-27.3%	
出産育児一時金	84,000		出産育児一時金	115,500		-31,500	-27.3%	
審査支払手数料	42		審査支払手数料	58		-16	-27.6%	
葬祭諸費	22,000		葬祭諸費	22,200		-200	-0.9%	
国民健康保険事業費納付金	7,607,036	27.3%				7,607,036		【新】県に納める医療給付費等にかかる納付金
医療給付費分	5,191,469					5,191,469		
一般被保険者医療給付費分	5,169,384					5,169,384		
退職被保険者等医療給付費分	22,085					22,085		
後期高齢者支援金等分	1,750,386					1,750,386		
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,745,495					1,745,495		
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	4,891					4,891		
介護納付金分	665,181					665,181		
介護納付金分	665,181					665,181		
			後期高齢者支援金等	3,949,464	11.6%	-3,949,464		後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）
			後期高齢者支援金	3,949,108		-3,949,108		
			後期高齢者関係事務費拠出金	356		-356		
			前期高齢者納付金等	3,256	0.0%	-3,256		前期高齢者の費用負担を調整するための納付金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）
			前期高齢者納付金	2,935		-2,935		
			前期高齢者関係事務費拠出金	321		-321		
			老人保健拠出金	300	0.0%	-300		老人保健法に基づく拠出金
			老人保健医療費拠出金	100		-100		
			老人保健事務費拠出金	200		-200		
			介護納付金	1,344,107	4.0%	-1,344,107		介護保険制度に対して拠出する支援金
共同事業拠出金	3	0.0%	共同事業拠出金	7,738,130	22.8%	-7,738,127	-100.0%	財政運営の負担を緩和する高額医療費共同事業等への拠出金
			高額医療費共同事業拠出金	904,934		-904,934		
			保険財政共同安定化事業拠出金	6,833,189		-6,833,189		
			その他共同事業事務費拠出金	7		-4	-57.1%	
保健事業費	229,992	0.8%	保健事業費	262,152	0.8%	-32,160	-12.3%	
保健事業費	23,899		保健事業費	33,813		-9,914	-29.3%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
保健普及費	6,899		保健普及費	14,113		-7,214	-51.1%	
病院事業費	17,000		病院事業費	19,700		-2,700	-13.7%	
特定健康診査等事業費	206,093		特定健康診査等事業費	228,339		-22,246	-9.7%	こくほの健診・こくほの人間ドックなどの費用
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	185,690		国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	213,225		-27,535	-12.9%	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	20,403		国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	15,114		5,289	35.0%	
基金積立金	0	0.0%	基金積立金	2	0.0%	-2		
積支支出金	276,988	1.0%	積支支出金	56,468	0.2%	220,520	390.5%	還付金・返還金など
償還金及び還付加算金	276,482		償還金及び還付加算金	55,910		220,572	394.5%	
一般被保険者保険税還付金	34,000		一般被保険者保険税還付金	53,000		-19,000	-35.8%	
退職被保険者等保険税還付金	300		退職被保険者等保険税還付金	930		-630	-67.7%	
償還金(国県支出金返還金)	110,662		償還金(国県支出金返還金)	5		110,657	2213140.0%	
一般被保険者保険税還付加算金	1,500		一般被保険者保険税還付加算金	1,910		-410	-21.5%	
退職被保険者等保険税還付加算金	20		退職被保険者等保険税還付加算金	60		-40	-66.7%	
療養給付費等交付金償還金	130,000		療養給付費等交付金償還金	5		129,995	259900.0%	療養給付費等交付金の前年度超過交付分にかかる返還金。平成30年度のみ時の限的措置
指定公費負担医療立替金	506		指定公費負担医療立替金	558		-52	-9.3%	
予備費	3,000	0.0%	予備費	5,000	0.0%	-2,000	-40.0%	
歳 出 合 計	27,850,000	100.0%	歳 出 合 計	33,944,000	100.0%	-6,094,000	-18.0%	

歳入歳出差引額 0

0

国民健康保険事業費納付金の仮係数本係数の比較

総額で約3,800万円の減額となったため、当初予算案は変更しません
残額は次年度繰越金または国民健康保険基金繰入金に充てます

種	単	仮係数(当初予算額)	本係数	差
総額	円	7,607,032,818	7,569,283,545	-37,749,273
医療分	円	5,191,467,632	5,132,757,931	-58,709,701
一般分	円	5,169,383,170	5,110,673,469	-58,709,701
退職分	円	22,084,462	22,084,462	0
後期分	円	1,750,384,815	1,781,633,798	31,248,983
一般分	円	1,745,494,533	1,776,743,516	31,248,983
退職分	円	4,890,282	4,890,282	0
介護分	円	665,180,371	654,891,816	-10,288,555

主な変更の理由

- 納付金算定基礎額の増減(後期・介護そのもの見直しによる)
- 世帯数が仮よりも減少
- 全国の医療費水準の見直しにより、相対的に平塚市の負担が減

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画

保険者名 平塚市

1 財政補てんの法定外繰入金の削減期間

平成30年度当初予算案の法定外一般会計繰入額は491,829,000円まで減額された。国からの財政支援、国民健康保険税率の上昇期間や経済状況、他市状況などを踏まえ、削減期間は3年とする。

2 削減となる法定外一般会計繰入額の基準額

平成28年度の法定外一般会計繰入額 1,114,192,873円

3 削減方法

原則として、基準額の5分の1相当の222,839,000円ずつ削減し、端数は最終年度で処理する。

4 決算補てん以外の法定外繰入金の扱い

決算補てん以外の法定外繰入金（「保険料の減免分」「地方単独事業の医療給付費波及増分」）の法定外繰入金は当面、継続する。法定外繰入金が222,839,000円を下回る年度の予算編成の段階で、国や他市の状況、県国民健康保険運営方針などを踏まえて、法定外繰入金の継続の是非を改めて判断し、削減の対象と判断された法定外繰入金はすべて解消する。

法定外繰入金が残る場合は、国や他市の状況、県国民健康保険運営方針などの変化に合わせて、適宜、削減の有無を判断するようにする。

平成30年度当初予算・事業の特徴

1 新規に事業展開するもの

(単位:千円)

課名	款	項	目	事業名	内 容	平成29年度 当初予算額	平成30年度当初予算額		増減額
							うち新規分	0	
保険年金課	1	1	1	職員給与費	収納率向上のため、収納経験のある県OBを任期付契約で1人採用する。	183,786	198,486	5,171	14,700
保険年金課	1	1	1	国民健康保険庶務事業	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務手数料(国保連)	95,539	81,358	5,788	-14,181
保険年金課	1	2	1	国民健康保険賦課徴税事業	平成32年度運用開始予定の市町村事務処理標準システム導入のため、委託費を計上する(債務負担行為)。	89,762	143,155	72,698	53,393
保険年金課	1	2	1	国民健康保険賦課徴税事業	収納率向上のため電話催告システムを導入する。	89,762	143,155	2,959	53,393
保険年金課	5	2	1	国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	医療機関より診療情報の提供を受け、特定健診受診とする	213,225	185,690	1,025	-27,535
保険年金課	5	2	1	国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	自動音声電話勧奨システム導入により、特定健診勧奨事業を行う。	213,225	185,690	1,067	-27,535

2 事業を拡大・充実するもの

(単位:千円)

課名	款	項	目	事業名	内 容	平成29年度 当初予算額	平成30年度当初予算額		増減額
							うち拡大・充実分	0	
保険年金課	7	1		諸支出金	国民健康保険制度改革に伴い、当初予算から見込まれる必要額を計上	56,468	276,988	240,652	220,520
保険年金課	1	1	2	神奈川県国民健康保険団体連合会負担金	負担金のうち被保険者割が50%減額される措置が終了となる。	2,011	2,186	947	175
保険年金課	5	1	1	保健普及事業	第三者行為損害賠償請求事務手数料が0.1%上昇。	14,113	6,899	495	-7,214
保険年金課	2	1	5	診療報酬審査支払手数料	療養給付費(県内分)に係る審査支払手数料単価が上昇。	52,392	56,770	4,632	4,378
健康課	5	2	1	国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	糖尿病重症化予防事業について、県補助金の廃止に伴い、一般会計から国保会計に移行。	15,114	20,403	4,878	5,289

3 事業を廃止したものや終了したもの

(単位:千円)

課名	款	項	目	事業名	内 容	平成29年度 当初予算額	平成30年度当初予算額		増減額
							うち廃止・終了分	0	
保険年金課				共同事業拠出金	国保制度改革に伴い、保険者の再保険である共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業拠出金)が廃止。退職者医療にかかる拠出金のみ計上。	7,738,130	3	7,738,123	-7,738,127

4 事業の予算を縮減したもの

(単位:千円)

課名	款	項	目	事業名	内 容	平成29年度 当初予算額	平成30年度当初予算額		増減額
							うち縮減分	0	
保険年金課	5	1	1	保健普及事業	医療費通知を年4回から年1回に変更。	14,113	6,899	6,271	-7,214

予算用語の説明

歳入

1 国民健康保険税

保険税として納められる現年度分（該当年度に課税される分）と滞納繰越分（前年度以前に課税されたが未納の分）の額。目的により、医療給付費分(国民健康保険の医療負担分)・後期高齢者支援金分(現役世代から後期高齢者医療制度への支援)・介護納付金分（40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の介護納付金分）の3つに分かれる。

【関連】歳出・保険給付費、歳出・国民健康保険事業費納付金

2 一部負担金

貧困その他特別な理由で、一部負担金を医療機関ではなく保険者が徴収するとした後、徴収を猶予でき、猶予期間後に一部負担金を納めてもらうための費目。一部負担金は療養の給付にかかる費用のうち、給付を受ける受給者が負担すべき費用の一部(通常は医療機関で請求される金額)。

3 国庫支出金

(1)災害臨時特例補助金

東日本大震災などによる保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するための補助金。

4 県支出金 国保制度改革に伴い、平成30年度から拡充

(1)保険給付費等交付金 国保制度改革に伴い平成30年度から新設

① 普通交付金

保険給付にかかる市町村の費用を都道府県国民健康保険特別会計から交付するもの。国・県・社会保険診療報酬支払基金などの交付金等と、県内市町村の保険税が財源となっている。市町村の財政状況その他の事業に応じた財政調整の役割も持つ。

【関連】歳出・保険給付費(出産育児諸費・葬祭諸費を除く)

② 保険者努力支援分 国保制度改革に伴い平成30年度から拡充

特定健診などの実施状況、税の収納率などを指標にして、保険者として努力する市町村などに交付される交付金。

③ 特別調整交付金（市町村向け）

災害など市町村の特殊事情による財政難を調整するために交付される国からの交付金。

④ 都道府県繰入金（2号分）

県一般会計から県国保会計への繰入金は保険給付費の9%。このうち3パーセントが2号分で、制度改革に伴う激変緩和措置2%と市町村の事業評価分1%に充てられる。残りの6%が1号分で、県特別会計に入り、県全体の納付金に充てられ、保険税を下げている。

⑤ 特定健康診査等負担金

特定健康診査・特定保健指導に対する国・県の負担金。国1/3・県1/3。

【関連】歳出・保健事業費・特定健康診査等事業費

(2) 財政安定化基金交付金 国保制度改革に伴い平成30年度から新設

市国民健康保険事業の財源が大規模災害など特別な事情により不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額の1/2以内が交付される。交付額の1/3を市が補填し、残りは国が1/3、県が1/3補填する。

【関連】歳入・市債

5 繰入金

平塚市一般会計や国民健康保険基金からの繰入金。

(1) 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

応益割(均等割・平等割)の軽減額を都道府県(地方交付税を充てる)が3/4、市町村が1/4を負担する。

【関連】歳入・国民健康保険税

(2) 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

中間所得者層を中心に保険料を軽減するため、応益割の軽減対象となった被保険者数に応じて、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担する。平成27年度から1,700億円拡充された。

【関連】歳入・国民健康保険税

(3) 職員給与費等繰入金

職員給与費・事務費などを、市の一般財源から繰り入れ、負担する。

【関連】歳出・総務費

(4) 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金の給付額に対して2/3を国が補助する。

【関連】歳出・保険給付費・出産育児一時金

(5) 国保財政安定化支援事業繰入金

保険者の責めに帰することができない低所得者や病床、高齢者の数が特に多いことによる国民健康保険財政への負担に対して、国から地方交付税で措置される。

(6) その他一般会計繰入金

国民健康保険法などに根拠がない繰入金。本市の場合は、保険料を軽減する財政補てんのための繰入金为主。財政補てんのための繰入金は、段階的・計画的に削減・解消すると県国民健康保険運営方針で定められている。

(7) 基金繰入金

市国民健康保険基金を取り崩した繰入金。【関連】歳出・基金積立金

6 繰越金

前年度からの繰越金。前年度の歳入総額－前年度の歳出総額と等しい。

7 諸収入

保険税の延滞金や、他保険に異動した被保険者の療養給付費の返納金など。

8 市債

(1) 財政安定化基金貸付金 国保制度改革に伴い平成 30 年度から新設

市国民健康保険事業の財源が税収不足などにより不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額を無利子で借りる。原則として、借り入れた市が翌々年度から 3 年間で全額を返還する。

【関連】歳入・県支出金・財政安定化基金交付金

歳出

1 総務費

【関連】歳入・繰入金・職員給与費等繰入金

(1) 一般管理費

職員給与費・システム委託料など国民健康保険事業の全般的な事務費。

(2) 国民健康保険団体連合会負担金

業務を委託する国民健康保険団体連合会の負担金。

(3) 徴税費

保険税通知書・督促など保険税徴収の費用。

(4) 運営協議会費

国民健康保険運営協議会の費用。

2 保険給付費

【関連】歳入・県支出金・普通交付金

(1) 療養諸費

①療養給付費

診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払う費用。

②療養費

一般被保険者または退職被保険者が診療、治療用装具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給する費用。

③審査支払手数料

診療報酬請求書などレセプトの点検手数料。

(2) 高額療養費

一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用。

(3) 移送費

移動が著しく困難な状態で、医師の判断により、病院などへ緊急に移送する費用。

(4) 出産育児諸費

出産育児一時金に係る費用。

【関連】歳入・繰入金・出産育児一時金等繰入金

(5) 葬祭諸費

葬祭費に係る費用。

3 国民健康保険事業費納付金 国保制度改革に伴い平成 30 年度から新設

医療給付費等の見込みを立てた上で、国からの交付金などで賄われる部分を除いた額。県が決定する。市町村の所得水準や医療費水準が反映され、標準保険税率の算定基礎となる。

【関連】歳入・国民健康保険税

(1) 医療給付費分

国民健康保険の保険給付費の費用。

(2) 後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）。

(3) 介護納付金分

介護保険制度に対して拠出する支援金。

4 共同事業拠出金 国保制度改革に伴い平成 30 年度から縮小

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業は廃止。平成 30 年度以降も継続する退職者医療共同事業の拠出金。

5 保健事業費

(1) 保健事業費

医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用。

(2) 特定健康診査等事業費

特定健康診査や特定保健指導などの費用。

【関連】歳入・県支出金・特別交付金（特定健康診査等負担金）。

6 基金積立金

平塚市国民健康保険基金に積み立てる費用。

【関連】歳入・繰入金・基金繰入金

7 諸支出金

被保険者への還付金とその還付加算金、国や県への返還金など。

【関連】歳入・国民健康保険税

8 予備費

予備の費用

国民健康保険制度改革に伴い廃止・縮小された費目

1 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

国保保険者の医療費負担に備えた再保険。保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業は、国保制度改革により、県が財政主体となり、県単位での財政運営になったため、廃止される。

【29年度までの費目】歳入・共同事業交付金、歳出・共同事業拠出金

2 前期高齢者交付金・納付金

65～74歳の前期高齢者が保険者間で偏り、不均衡になった医療費を社会保険診療報酬支払基金が調整している。社会保険診療報酬支払基金から県国保特別会計に収入されるため、市会計では不要となった。

【29年度までの費目】歳入・前期高齢者交付金、歳出・前期高齢者納付金等

平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期） データヘルス計画（案）について

1 計画の概要

（1）特徴

平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を円滑に展開するために策定されており、平成29年度末で第2期の計画期間が満了となります。

データヘルス計画については、国の指針に基づき、レセプト・健診情報等のデータ分析を踏まえ、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画として策定します。平塚市では初めてとなります。

事業内容が重なること、医療分析の基本データが同じであることなどから、特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期）とデータヘルス計画を一体的に作成することとしました。

（2）期間

平成30年度～平成35年度までの6年間

平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画の第1期・第2期は5年間でしたが、医療費適正化計画が6年1期に見直されたことを踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたため、第3期（平成30年度以降）からは6年を1期として策定します。

（3）内容

【特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期）】 第2章

① 目標値（最終年度）		【29年度】
・特定健康診査の受診率	42%	【35%】
・特定健康診査の継続受診率	80%	【70%】
・特定保健指導の実施率	23%	

②実施内容

- ・未受診者に対するアプローチ（PRポスター、ダイレクトメール、電話受診勧奨）を行う。

ダイレクトメールなどの受診勧奨結果を年代別にデータ分析・検証

- ・検査結果を経年で見えていくことの大切さを周知し、継続受診率向上へつなげる。

- ・特定健康診査の結果通知から特定保健指導につなげる工夫など普及啓発の見直し

特定保健指導の利用案内通知の早期送付。

特定保健指導の開催場所・開催日時・プログラム内容などの見直し

【データヘルス計画】 第3章

①目標値

特定健康診査目標値

- ・特定健康診査の受診率（最終年度） 42%（再掲）

- ・特定健康診査の継続受診率（平成34→平成35） 80%（再掲）
- ・未受診者受診勧奨（DM、電話勧奨）の受診につながった率 15%

特定保健指導目標値

- ・特定保健指導実施率（最終年度） 23%（再掲）

重症化予防事業目標値

- ・教室参加者の検査値の改善率 73%

医療費適正化目標値

- ・過剰受診者、過剰投薬者の割合の減率 10%
- ・ジェネリック医薬品数量シェア（H32までに） 80%
- *H32以降は国の動向を確認し、目標設定を行う。

②対策

特定健康診査

- ・生活習慣病は自覚症状がないことから、健診受診率を向上させて、リスクの早期発見をし、特定保健指導等により疾病の予防につなげる。

特定保健指導

- ・特定保健指導利用率、実施率を向上させて、リスク保有者の生活習慣病改善を図り、より多くの人の疾病の予防、重症化の予防を実施する。

重症化予防事業

- ・生活習慣病の重症化による人工透析、脳血管疾患等の疾病を予防するため、有所見者に対して保健指導や受療勧奨、健康相談を実施する。

医療費適正化

- ・重複受診者等へのアプローチを増やし、医療費への関心や自らの健康管理意識の増加を狙う。また、被保険者にジェネリック医薬品についての理解を深めてもらい、国のシェア目標への到達や医療費の削減を狙う。

2 パブリックコメントの実施結果

①意見の募集期間

平成29年11月3日（金）～平成29年12月4日（月）（32日間）

②実施結果

意見なし

3 今後の予定

平成30年

1月 庁議

3月 公表